
継続契約の定義変更特約

第1条(用語の説明の読替え)

当会社は、この特約に従い、普通約款第1章に定める「継続契約」を次のとおり読み替えて適用します。

「(22)継続契約

普通約款(他の保険契約等の普通約款を含みます。)に基づく保険契約のうち、次にかかげる事項の両方にあてはまるものをいいます。

- ① 継続前契約の保険期間の末日(継続前契約がその末日より前に解除されていた場合はその解除日)の翌日を保険期間の初日とすること。
- ② 家庭どうぶつが同一であること。

」

第2条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。